令和 9 年度（2027 年度）　東邦大学入学試験

受験上の配慮および修学上の配慮申請のご案内

【申請について】

受験上の配慮や修学上の配慮を希望する場合、指定期日までの申請が必要です。

・「受験上の配慮および修学上の配慮申請フォーム」より申請してください。
・申請内容に対し、本学が必要と認めた場合には、出願前に志願者と面談を行います。
・面談等にて確認した病気や障がい等の状況、大学側の配慮内容について、相互の承諾後に出願手続を行う手順となるため（次頁参照）、早めに申請してください。
・事前相談や受験上の配慮申請、修学上の配慮申請は、配慮事項について確認するためのものであり、合否判定に影響しません。

【提出書類について】

申請フォーム上で次の提出書類（証明書類）をアップロードしてください。
（ファイル形式は PDF または画像でご用意ください）

・受験上の配慮や修学上の配慮に係る医師作成の診断書の原本（書式自由）　【必須】
・障害者手帳（身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳）の写し※1【所持者のみ】
・大学入試センター発行の「受験上の配慮事項審査結果通知書」の写しおよび「受験上の配慮事項決定通知書」の写し※2【所持者のみ】

※1 氏名、生年月日、障害等級、障害名（障害の程度）等のわかる頁の写し
※2「受験上の配慮事項決定通知書」は 12 月中旬に発行されます。お手元に到着次第、各学部入試係宛に写しを郵送してください。

【申請期限】

申請期限は入試区分により異なります。

・総　合　型　選　抜　⇒　出願開始 1 か月前まで
・学 校 推 薦 型 選 抜　⇒　出願開始 1 か月前まで
・一　　般　　選　　抜　⇒　12 月 7 日（月）厳守

［申請期限後に不慮の事故等により、受験上の配慮が必要となった場合について］

申請期限後に不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）により、受験上の配慮が必要となった場合は、申請に基づき審査のうえ、受験上の配慮事項を決定します。速やかに、最終頁記載の当該学部入試係までご連絡ください。

［申請期限後に相談する場合について］

最終頁記載の当該学部入試係までご連絡ください。

申請から受験上の配慮事項決定、出願までの流れ

（修学上の配慮については次頁【修学上の配慮事項の決定について】を参照のこと）

1．受験上の配慮を希望する志願者からの申請

・提出書類をアップロードできる形式（PDF または画像）で準備し、「受験上の配慮および修学上の配慮申請フォーム」にアクセスしてください。
・必要事項をもれなく入力し、提出書類（証明書類）をアップロードしてください。
・修学上の配慮に関する入力項目もあります。
・申請期限は入試区分により異なります。前頁【申請期限】および学生募集要項でご確認ください。

≪「受験上の配慮および修学上の配慮申請フォーム」について≫

・「受験上の配慮および修学上の配慮申請フォーム」を使用する際には、
予め Google アカウントの作成が必要です。
Google アカウントをお持ちでない方は、「Google アカウントの作成手順」にそって Google アカウントを作成してください。

2．申請受付後、必要に応じ大学から志願者へ連絡

・「受験上の配慮希望」や「受験上の配慮や修学上の配慮に関する事前相談希望」と回答があった場合は、各学部担当者から申請日より 1 週間以内に連絡させていただきます。
1 週間経過しても大学から連絡がない場合は、申請データがうまく送受信されていない可能性がありますので、最終頁記載の当該学部入試係までご連絡ください。
・申請内容に対し、事前面談が必要な場合や確認が必要な場合は、各学部入試担当者より連絡させていただきます。
・面談は志願者と大学双方で日程調整のうえ実施します。
・修学上の配慮事項に関する入力がある場合は、その内容についても確認する場合があります。

3．大学で審査のうえ受験上の配慮事項を決定、志願者へ結果通知

・申請内容や面談等に基づき、大学で審査のうえ、受験上の配慮事項を決定します。
決定後、「受験上の配慮事項決定通知書（回答書）」を郵送します。
（申請内容により、審査に時間をいただく場合があります）

4．志願者は決定した「受験上の配慮事項」を了承のうえ出願

・大学から「受験上の配慮事項決定通知書（回答書）」を受領後、記載内容を了承したうえで、出願手続を行ってください。
・出願の際は出願書類に「受験上の配慮事項決定通知書（回答書）」の写しを同封し、出願期間内に出願してください。
・「受験上の配慮事項決定通知書（回答書）」受領後、出願自体をとりやめる場合は、必ずその旨を当該学部入試係にご連絡ください。

【受験上の配慮および修学上の配慮申請に関する注意事項】

・申請内容に基づいて審査を行い、受験上の配慮事項や修学上の配慮事項を決定します。
すべての希望に対応できるとは限りません。

・受験時に配慮を必要としない場合でも、修学上の配慮を希望する場合は、必ず修学上の配慮を申請してください。
薬学部、理学部、健康科学部志願者のうち、大学での個別試験を行わない大学入学共通テストを利用する入試区分を受験する方で、修学上の配慮を希望する方は、申請し忘れないよう注意してください。

・大学入学共通テストを受験上の配慮を受け受験される方には、大学入試センター発行の「受験上の配慮事項決定通知書」の写しを提出していただきますが、大学入学共通テストでの配慮決定事項が本学の入学試験においても準用されるとは限りません。

・日常生活において、補聴器、車椅子等を使用している方で、試験日も同様に使用を希望する場合は申請してください。

【修学上の配慮事項の決定について】

修学上の配慮については、前頁【申請期限】までに申請された内容に基づき、**入学前に「障がい学生支援室（支援を希望される在学生の方へ）」に改めてご相談ください**（大学から特に連絡はいたしません）。

面談等を行い、話し合いにより配慮事項を決定します。

・ご希望のすべてに対応できるとは限りません。
・受験時に実施された配慮事項は、修学上の同様の措置を保証するものではありません。
・決定した配慮事項については、大学より書面で通知します。

【個人情報について】

「受験上の配慮および修学上の配慮申請フォーム」に入力された個人情報や提出書類に記載された個人情報は「東邦大学の個人情報の取り扱いについて」に基づき、取り扱います。
また、本学「障がい学生支援室」および「出願先の学部事務室等の関係部署」と情報を共有します。

【各学部入試係連絡先】

・医　学　部　03-5763-6670
・看 護 学 部　03-3762-9881
・薬　学　部　047-472-0666（入試広報課）
・理　学　部　047-472-0666（入試広報課）
・健康科学部　047-472-0666（入試広報課）